

既に他の助成等を受けている事業(他財源事業)がある場合

例) 他財源事業の支援対象世帯への 配送品や配送回数の拡充、対象世帯の拡充など

具体的な区分処理
については

P.52!

	他財源事業	本事業 (今回資金が必要な部分)
主要費目 ● 人件費 ● 燃料費 ● 食糧費	人件費 xx円 燃料費 xx円 食糧費 xx円	(原則)他財源事業と同一事業かつ同一費目は、助成の対象外 (例外)対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り可
補助的な費目 ● 消耗品費	消耗品費 xx円	①上記と同一ルール (原則)既存事業と同一事業かつ同一費目は、助成の対象外 (例外)対象経費を区分経理して、明確に費用分けて実施する場合に限り可 + かつ ②補助的費目のみの申請は不可 (理由は次頁の通り。他の主要費目と合わせて申請下さい)
その他の費目	水道光熱費 xx円	(応援団では助成対象外)

Q 現在、他の助成金により食糧費を賄っていますが、本事業で人件費のみを計上することは可能ですか？

可能です。

本事業において、こども宅食事業の実施に係る主たる費目（食糧費・人件費・燃料費）が計上されている場合は対象になります。

但し、事業の実施に必要となる主な費用の大半を他の助成等で賄っている場合は、本事業の対象となりません。**（消耗品費のみ計上することは不可）**

※厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(3)」参照

※厚労省 Q&A の回答 24 「食糧費や人件費など子ども食堂を開催するに当たって必要となる費用の大半を他の助成等でまかなっている場合 は、本補助金の助成対象外となる」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000881342.pdf?fbclid=IwAR0rQXrY5fr6u5Fi9FUH1gFV94yqPuW5BaTTu6n2RAWdpkm4i-XB6RnLdNs>

(参考)厚労省助成要領「2. 助成対象事業の内容」

2. 助成対象事業の内容

ひとり親家庭等の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業で、次の要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと。
- (2) 子ども食堂等の実施場所においては、新型コロナウイルス感染症への感染防止に十分配慮すること。

また、食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、子ども食堂を実施する場合にあつては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知)の「2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「(別添8) 子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。

- (3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とする。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、助成対象外となる場合がある。なお、既に他の助成等を受けている事業であっても、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(以下「本事業」という。)の費用助成による対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とする。

- (4) 他の中間支援法人から、本事業に係る同一内容かつ同一費目の事業についての助成を受けている場合は、助成の対象外とする。中間支援法人への申請の際には、他の中間支援法人が実施する本事業に係る公募に申請していないこと、若しくは申請している場合でも、いずれか一方の助成のみ受けることとし、もう一方の助成は辞退することについて誓約すること。
- (5) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等の子ども等を主な対象とする計画としていること。
- (6) 入所者の食糧費に係る補助等が別途国等から支出されている児童福祉施設等に対する食材等の提供については、その係る費用については、助成対象としない。
- (7) 食品・食材の提供に合わせて食品・食材以外の物品等の提供を行っている場合、その物品等の提供に係る費用については助成対象としない。
- (8) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業は助成対象としない。
- (9) 事業の大部分が備品購入等である事業は助成対象としない。
- (10) 事業実施に当たっては、子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村に子ども食堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。

❶ 厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(3)」において、「既に他の助成等を受けている事業であっても・・・区分経理して、明確に費用を分けて実施」すれば対象となるとありますが、どの程度の区分経理が求められるのでしょうか。

厚労省Q&A(No.25)※に記載の「法人の財務諸表において区分経理を行い、当該事業の経理区分に計上されていれば可」との回答について

(厚労省の追加補足)

- 財務諸表でなくとも附属明細書上でセグメントを分けるなどの対応が望ましい
- そうでない場合も帳簿に加えて収入支出の証拠書類(助成決定通知、契約書、納品書、領収書等)を備えておく必要があります。

※<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000881342.pdf?fbclid=IwAR0rQXrY5fr6u5Fi9FUH1gFV94yqPuW5BaTTu6n2RAWdpkm4i-XB6RnLdNs>